

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（ふぐ処理者の認定）</u></p> <p>第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者を省令別表第17第1号へ に規定するふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等 を有する者（以下「ふぐ処理者」という。）として認定する。</p> <p><u>（1）次条のふぐ処理者認定試験に合格した者</u></p> <p><u>（2）前号に掲げる者と同等以上のふぐの種類の鑑別に関する知識及び有</u> <u>毒部位を除去する技術等を有する者として規則で定める者</u></p> <p><u>（ふぐ処理者認定試験）</u></p> <p>第9条 ふぐ処理者認定試験は、規則で定めるところにより、ふぐの種類の 鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等について、知事が行う。</p> <p><u>（欠格事由）</u></p> <p>第10条 第12条第1項の規定に基づき第8条の規定による認定（以下「認定 」という。）を取り消された者及びこれに準ずる者として規則で定める者 は、その取消の日又はこれに準ずる日として規則で定める日から起算し て1年を経過するまでの間は、認定を受けることができない。</p> <p><u>（ふぐ処理者認定証の交付等）</u></p> <p>第11条 知事は、認定をしたときは、規則で定めるところにより、ふぐ処理 者認定証（以下「認定証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>2 第5条第3項及び第4項の規定は、認定証について準用する。</p> <p><u>（認定の取消し）</u></p>

第12条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したとき

。

(2) 第8条第2号に掲げる者に該当しなくなったとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

(4) その責めに帰すべき事由により、ふぐの処理の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。

2 ふぐ処理者は、前項の規定に基づき認定を取り消されたときは、認定証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ処理者の遵守事項)

第13条 ふぐ処理者は、業としてふぐの処理を行う場合には、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するために必要な事項として規則で定める事項を遵守しなければならない。

(ふぐを処理する施設の事業者の遵守事項)

第14条 省令別表第21第2号の施設の事業者は、施設内の見やすい場所に、ふぐを処理する施設である旨が記載された書類で規則で定めるものを掲示しておかなければならない。

(手数料)

第15条 [略]

(補則)

第16条 [略]

別表(第15条関係)

事務	名称	金額
[略]		
第5条第4項の規定に基づく営業許可証の再交付	[略]	

(手数料)

第8条 [略]

(補則)

第9条 [略]

別表(第8条関係)

事務	名称	金額
[略]		
第5条第4項の規定に基づく営業許可証の再交付	[略]	

<u>第8条第2号に掲げる者の認定の申請に対する審査</u>	<u>ふぐ処理者認定申請手数料</u>	<u>5,600円</u>
<u>第9条の規定に基づくふぐ処理者認定試験の実施</u>	<u>ふぐ処理者認定試験手数料</u>	<u>35,000円</u>
<u>第11条第2項において準用する第5条第3項の規定に基づく認定証の書換え交付</u>	<u>ふぐ処理者認定証書換え交付手数料</u>	<u>3,200円</u>
<u>第11条第2項において準用する第5条第4項の規定に基づく認定証の再交付</u>	<u>ふぐ処理者認定証再交付手数料</u>	<u>3,600円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に業としてふぐの処理を行ったことがある者であって規則で定めるもの（以下「既存ふぐ処理者」という。）は、同日から起算して1年間は、この条例による改正後の食品衛生法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定にかかわらず、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号へに規定するふぐの種類¹の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると知事が認める者とするものとする。既存ふぐ処理者が、その期間内に、規則で定めるところにより、規則で定める事項を知事に届け出たときは、その期間が経過した後も、同様とする。

3 知事は、前項後段の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、既存ふぐ処理者届出済証を交付しなければならない。

4 改正後の条例第12条及び第13条の規定は、既存ふぐ処理者について準用する。この場合において、改正後の条例第12条第1項中「当該認定を取り消す」とあるのは「業としてふぐの処理を行ってはならないことを命ずる」と、同項第1号中「当該認定を受けた」とあるのは「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第25号。以下「一部改正条例」という。）附則第2項後段の規定による届出をした」と、同項第3号中「次条」とあるのは「一

部改正条例附則第4項において準用する次条」と、同条第2項中「前項」とあるのは「一部改正条例附則第4項において読み替えて準用する前項」と、「認定を取り消された」とあるのは「業としてふぐの処理を行ってはならないことを命ぜられた」と、「認定証」とあるのは「既存ふぐ処理者届出済証」と読み替えるものとする。

- 5 前項において読み替えて準用する改正後の条例第12条第1項の規定に基づき業としてふぐの処理を行ってはならないことを命ぜられ、その命ぜられた日から起算して1年を経過しない者は、改正後の条例第8条の規定による認定を受けることができない。